

# 可児市庁舎 個別施設計画

令和2年12月

可児市総務部管財検査課

# 目次

|     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 1   | 目的と位置づけ     | 1 |
| (1) | 目的          | 1 |
| (2) | 位置づけ        | 1 |
| 2   | 計画期間        | 1 |
| 3   | 対象施設        | 1 |
| 4   | 施設の現状と課題    | 1 |
| (1) | 現状          | 1 |
| (2) | 課題          | 2 |
| 5   | 今後の方向性      | 2 |
| 6   | 施設の劣化状況     | 2 |
| 7   | 施設の日常点検     | 3 |
| 8   | 対策の優先順位の考え方 | 3 |
| 9   | 対策内容と実施時期   | 3 |

## 1 目的と位置づけ

### (1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

### (2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

## 2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

## 3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

| 番号 | 施設名 | 所在地      | 敷地面積                     | 延床面積                     |
|----|-----|----------|--------------------------|--------------------------|
| 1  | 市庁舎 | 広見 1 - 1 | 20,617.63 m <sup>2</sup> | 12,181.28 m <sup>2</sup> |

## 4 施設の現状と課題

### (1) 現状

#### ア 施設概要（ソフト面）

|                  |  |
|------------------|--|
| 施設の設置目的          | 行政サービスの中心拠点及び防災拠点としての役割を担う。  |
| 施設の構成            | 各課事務室、議場、議員会派室、大会議室、会議室、市長室等   |
| 施設で行われる事務サービスの内容 | 市長部局、教育委員会事務局、議会事務局・監査員事務局及び農業委員会の事務執行<br>開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分<br>休館日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） |

## イ 施設概要（ハード面）

| 施設名称 | 建築年度 | 構造   | 階層数 | 屋根       | 外壁     | 耐震状況       |
|------|------|------|-----|----------|--------|------------|
| 庁舎西館 | S54  | RC・S | 6   | 塗膜・シート防水 | タイル    | 耐震補強済（H19） |
| 庁舎東館 | H20  | S    | 5   | アスファルト防水 | タイルパネル | 新耐震基準      |

※構造 RC・S=鉄筋コンクリート造・鉄骨造 S=鉄骨造

## イ その他

### (7) 施設の防災面の視点

本庁舎は災害対策本部の設置場所に指定されています。

### (2) 課題

#### ○施設目的と利用実態

行政の中核であることや、防災上の拠点となる施設であることから、更新（建替え）に際しては各施設の事務事業や市民サービスを検証し、適正な規模を検討することが必要です。

## 5 今後の方向性

### 更新時には総合会館との複合

市庁舎は、昭和54年に建築された西館と、平成20年に建築された東館があり、建築年には約30年の差があります。予防保全による適切な維持管理を行い、長寿命化を図りつつ、西館の建替え時には適正規模を検証のうえ総合会館も含めた複合施設を検討します。

## 6 施設の劣化状況

建物内部、屋根、外壁について部位ごとの目視による確認を基本とし、部分的に触手及び打診調査を実施しました。

### ○建物の劣化状況の評価の定義

| 劣化度 | 評価基準                     |
|-----|--------------------------|
| A   | 概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。     |
| B   | 部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。 |
| C   | 広範囲に劣化が見られる。5年以内に改修が必要。  |
| D   | 劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。      |
| —   | 点検対象外。                   |

○施設別項目別劣化状況

| 名称     | 劣化状況 |    |    |    |     |    |
|--------|------|----|----|----|-----|----|
|        | 屋根   | 外壁 | 内部 | 電気 | 給排水 | 空調 |
| 市庁舎 西館 | B    | B  | B  | B  | B   | B  |
| 市庁舎 東館 | A    | A  | A  | A  | A   | A  |

7 施設の日常点検

施設利用者の安全確保、施設の予防保全による長寿命化のため、施設の日常点検（自主点検、法令点検、定期点検）を行います。点検において確認された不具合等については、履歴として記録し、以後に、修繕、改修を行う際や個別施設計画を見直す際に、考慮します。

8 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

9 対策内容と実施時期

対象施設における今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

費用は本計画策定時点における概算であり、工事発注時における詳細な設計や今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化により、変動が生じる場合があります。

対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

|      | R3 | R4         | R5         | R6 | R7         | R8 | R9               | R10               | R11        | R12        | 計       |
|------|----|------------|------------|----|------------|----|------------------|-------------------|------------|------------|---------|
| 対策内容 |    | 外壁<br>(東館) | 外壁<br>(東館) |    | 電気<br>(西館) |    | 屋根<br>電気<br>(西館) | 屋根<br>空調<br>(東館)  | 空調<br>(東館) | 屋根<br>(西館) |         |
| 費用   | 0  | 5,000      | 22,000     | 0  | 43,697     | 0  | 15,221<br>38,680 | 22,287<br>118,926 | 118,928    | 18,223     |         |
| 年度計  | 0  | 5,000      | 22,000     | 0  | 43,697     | 0  | 53,901           | 141,215           | 118,928    | 18,223     | 402,964 |